

（１）第２次総合計画総合計画の現況と課題に対する施策の方向性について

①前回からの経過について

９月中旬 現況と課題や審議会での意見等を各課へ質問

９月下旬～１０月中旬 各部（８部）、各課（３９課）の個別ヒアリング

②資料の見方

今回の協議は体系図の施策、２７項目のうち１２項目（赤字部分）の『施策の方向性（解決するための事業）』を協議します。

現況と課題は「○～～～」の部分です。前回の協議とヒアリングを基に作成しています。

現況と課題に対する『施策の方向性』は「●～～～」の部分です。あまり細かい事業までは記載しませんが、今後３年間の進むべき方向性を示すものです。

各項目ごとに簡単に説明を行い、個別に協議を行っていきます。

第2次総合計画体系図

柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ **ふるさと**づくり

- (1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成
- (2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成
- (3) **文化芸術に触れる機会の創造**
- (4) 人権が尊重される社会の形成

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる **ひと**づくり

- (5) 遊んで学べる子育て応援
- (6) **結婚・出産応援**
- (7) **手ごろな住まい応援**
- (8) **就業や女性の再就職応援**

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつける **まち**づくり

- (9) 「住みたい柳川」転入者支援
- (10) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり
- (11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信
- (12) **掘割を活かしたこだわりのライフイベントの実施による市民満足度の向上**
- (13) **魅力ある新たな市街地の形成**
- (14) 健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実
- (15) **広域連携によるまちづくり**
- (16) 快適な暮らしが出来る生活基盤の整備
- (17) 安全、安心のまちづくり

柳川の地域資源や産物を誇れる **しごと**づくり

- (18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援
- (19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化
- (20) 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上
- (21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換
- (22) 産業の後継者づくり
- (23) **大学・地元高校等との連携**
- (24) **柳川の特長を活かした舞台の整備**

計画を進めるにあたって

- (25) 住民とともに進めるまちづくり
- (26) 持続可能な財政基盤の確立
- (27) 組織機構改革

（３）文化芸術に触れる機会の創造

○本市の文化・芸術活動の中心となるべき市民会館は、建築から 40 年以上を経過して老朽化が著しく、補修での対応が限界にきています。さらに、現行の耐震基準を満たしていないなど安全面に大きな課題を抱えており、市民会館の建替えを含めた整備が必要です。

●文化活動拠点の整備

老朽化が進む現在の市民会館に変わる新たな文化活動拠点として、市民文化会館の整備を進めます。

○クラシックを始めとした音楽や演劇、絵画等の美術製作などの芸術文化、茶道、華道、書道などの古来より受け継がれてきた文化、囲碁、将棋などの娯楽性の高い文化など、市内では多様な文化活動が取り組まれてきました。

○近年では、生活様式や価値観の多様化などに伴い、食文化やファッションなど日本の優れた生活様式を生かした分野が国内外から注目されています。特にアニメーションや漫画などのサブカルチャーに対する需要が国内外で高まりをみせており、諸外国に輸出する新産業のひとつとして位置づけられるなど、文化芸術を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。

○本市では、白秋祭式典や全国に公募して行う短歌大会、著名なアーティスト招聘による各種公演事業や市内小学校に通う児童に芸術鑑賞の機会を届けるアウトリーチ事業、市内外に公募して優れた作品を紹介する総合美術展などの文化芸術事業を実施していますが、散発的な取り組みになっており、機会の拡充までには至っていないのが現状です。

○文化協会や地区公民館などの単位で自主的に文化活動が行われてきましたが、活動者の高齢化などにより、文化活動は全体的に縮小・停滞の方向にあり、市内の文化活動を担う団体や人材の育成が急務となっています。

○これからは、市民が文化芸術にふれあえる機会を充実するとともに、文化活動団体や個人の育成、文化施設の整備を通して、市民の文化芸術活動を促進していくことが課題です。

●文化芸術活動の振興

①芸術制作作家誘致事業（アーティスト・イン・レジデンス）や、子どもから大人まで気軽に参加できる体験型事業など、文化芸術を活かしたまちづくりにつながる文化事業を推進していきます。

②市民の主体的な文化芸術活動を引き続き支援するとともに、老若男女問わずお互いの活動を尊重し、必要な時に集まりイベントの企画立案・運営で連携するなど、興味がある内容に自由に参加できるような新たな枠組みの可能性を探ります。

③芸術文化に興味を持つ事業を入口に、様々な人材育成に繋がる事業への展開を通じて、市の文化活動を担う人材の育成・確保を目指します。

○本市には、地域の歴史や営みが刻まれた多様な文化財が遺されています。これまで実施してきた文化財の調査により、弥生時代から江戸時代までの市内遺跡の発掘調査成果から、各時代の人々の暮らしなど歴史の一端が明らかにされつつあります。

○市内には、平成 28 年 6 月現在で、国指定文化財 9 件、国登録有形文化財 3 件、県指定文化財 8 件、市指定文化財 36 件と、合わせて 56 件の指定・登録文化財があります。本市の特色ある文化遺産を後世に継承するためには、これまでの調査成果を踏まえた更なる指定文化財を拡充することが課題です。また、文化財の適切な保護のためには保存修理や災害時の適切な対応、公開活用のための整備が必要です。

○特に、本市を限なく潤す河川や水路が織り成す水郷景観は、先人たちの太古からの歩みと水との共生の歴史を物語る文化遺産です。平成 27 年 3 月に、国民的詩人北原白秋の詩歌の源泉として「水郷柳河（すいきょうやながわ）」の名称で国の名勝に指定されました。指定範囲には、今後の保存が課題であった三柱神社（未指定）、並倉（国登録有形文化財）、北原白秋生家（県指定史跡）を含めています。今後は、本市の特色ある文化遺産である水郷景観への理解を深めるための普及活動と、円滑な管理活用を図るためのルールづくりを検討する必要があります。

●文化財の調査と保護の充実

①先人達から受け継いだ貴重な文化財を守り育て、後世に継承するために、地域資源のひとつとしての文化財の調査を継続して実施します。

②市史編さん等による市内の文化財調査成果及び所有者の意向等を踏まえ、文化財の指定拡充を図り、老朽化した文化財の保存修理事業や災害復旧事業に対しては、技術指導などによる支援を行っていきます。

③名勝水郷柳河の将来にわたる良好な景観形成に資するため、保存活用計画を策定します。また、名勝の追加指定に取り組み、水郷景観の保護を目指します。

○本市には農業や漁業、都市の暮らしに息づく伝統芸能や行事が数多く受け継がれています。しかし、近年では担い手不足が深刻となり、地域文化の存続が危ぶまれています。特色ある地域文化創造の礎として伝統文化を継承するために、保存団体への活動支援や発表機会の確保、調査研究成果の公開を通じた普及活動が求められています。

○本市は、詩歌や童謡で知られる詩人北原白秋をはじめ多くの文学者を輩出しました。さらに、田中吉政や立花宗茂などの歴史上の人物や、第十代横綱雲龍久吉に代表される様々な分

〔基本目標〕柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

野で活躍した郷土にゆかりが深い偉人がいます。先人達の偉業と生き方に学び新しい市民文化の創造に寄与するため、郷土の偉人の掘り起こしと市民の手で行なわれている顕彰活動への支援を図り、活動の継承と幅広い層の市民への普及を行なっていきます。

○郷土に対する誇りとこだわりを醸成するためには、各種講座や講演会、展覧会などの開催を継続し、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識の高揚を図る必要があります。

○南筑後地域で多くの史料を収集・保管・公開してきていた柳川古文書館は、開館以来の収蔵点数は概数で 15 万点を超えています。近年では、古文書史料に限らず、甲冑・刀剣・美術工芸品など多岐にわたる史料を収集しているほか、市内遺跡の発掘調査により大量の遺物が出土していることから、今後、文化情報発信の拠点の整備が求められています。

○市史編さん事業は平成 35 年度に終了する見込みですが、現在の刊行計画に含まれていないものや、通史をより分かりやすく解説する冊子、調査の過程で新たに発見された史料集の刊行が課題として残っています。

●文化財の活用と文化意識の高揚

①地域に根ざした伝統文化を着実に次世代へ継承するために、学校教育との連携を深めるなど、社会環境の変化に対応できるための取り組みを進めます。

②文化財の公開展示及び普及啓発の充実を図るため、学校への出前講座や、地域が行う歴史学習、野外学習等への支援協力を行っていきます。

③郷土出身の文学者などの顕彰のため、周年・記念の年などに顕彰団体等との協働により講演会や展示会などを実施します。

④柳川古文書館や歴史民俗資料館など博物館関連施設の充実や、旧戸島家住宅や柳川城址などの文化財公開施設の良好な維持管理に努めると共に、積極的な活用を図ります。

⑤市史普及版や史料集を継続的に刊行し、あわせて種々の広報活動を実施して、成果を市民に還元します。

（６）結婚・出産応援

○全国的に未婚化・晩婚化が進んでおり、人口動態統計によると、平成 12 年では男性の初婚年齢は 28.8 歳、女性の初婚年齢は 27.0 歳だったのに対し、平成 22 年には男性は 30.8 歳、女性は 29.2 歳とそれぞれ晩婚化が進んでいる状況です。また、それに伴い、晩産化も進んでおり、少子化が進んでいる要因の一つと考えられます。少子化は人口減少に直結しており、少子化問題は各自治体にとって大きな課題の一つとなっています。

○一方、若い男女が結婚し、子どもを持ちたいという希望は強く、18 歳から 34 歳の未婚者を対象にした意識調査（注 1）では、男女とも「いずれ結婚するつもり」という人の割合は 9 割程度に達しています。そして、夫婦が予定する平均子ども数は 2010 年で 2.07 人であり、未婚者が希望する平均子ども数も男性で 2.04 人、女性で 2.12 人と 2 人を超えています。さらに、本市の女性アンケートでも未婚者の 6 割強が「いずれ結婚するつもり」と回答し、子どもの希望数は「2 人」が 5 割強となっています。

○「晩婚化」又は「非婚化」が出生率の低下の大きな要因となっているだけに、若い世代における結婚の希望の実現を図ることは重要です。それに対応するため、本市でも少子化対策として様々な取り組みを行っています。その一つとして、平成 23 年に柳川市・大牟田市・みやま市の 3 市で「結婚サポートセンター運営協議会」を設置し、結婚相談やイベントの開催を通して、独身の男女の出会いの場を提供し、未婚化・晩婚化の流れを変えることで、少子化対策及び人口増加を図り、地域の活性化と魅力ある地域づくりを目指しています。結婚サポートセンターの会員は男性が約 450 人、女性が約 400 人と、合計 850 人が登録しており、平成 23 年の設置から平成 27 年度までに 22 組の結婚の成立に至っていますが、少子化への歯止めとまでは至らず、人口減少は続いている状況です。

（注 1）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010 年）

●出会いの場の提供

結婚を考えながらも出会いの場が少ない独身男女に対し、印象力アップセミナーや講座と組み合わせたイベント等の新たな出会いの場の提供による支援を行っていきます。

●結婚サポートセンターの運営充実

結婚相談支援、情報提供、結婚希望者のマッチング、婚活イベントの充実を図り出会いから成婚までの継続した支援を行っていきます。

○今後も、少子化対策及び人口減少に対応するために、出会い結婚につながるサービスを行っていくと同時に、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整えていくことが必要です。

○そのため、はじめて出産を迎える親に対するサポート体制、赤ちゃんサロンや親子教室など育児支援に関する事業を切れ目なく実施するとともに、既に子どもを持つ親や、次に親になる世代が、より良い親になるための支援の充実も図る必要があります。

〔基本目標〕若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

○また、子育て支援や乳幼児健診、就学に関する支援などの子どもに関する情報を集約した「子育てハンドブック」の製作を行い、広く配布したところ、出産前や子どもが小さい母親から高い評価を受けています。

●結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実

若者の結婚感の醸成と婚活活動を支援し、妊娠、出産、子育てに係るライフステージに応じて、マタニティセミナーや赤ちゃんサロン、親子教室など、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境の整備や積極的な情報の提供等に取り組みます。

（７）手ごろな住まい応援

○人口減少を克服するためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する必要があります。その第一が、地方への移住の希望に答え、地方への新しいひとの流れをつくることです。東京都在住者の４割が「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという調査結果（注１）もでています。移住希望は、特に１０・２０代の若い世代や５０代で高くなっています。一方、移住に対する不安・懸念として、地方の雇用や日常生活の利便性などの問題が挙げられており、こうした障害を取り除き、希望がかなうようにすることで、地方への新しいひとの流れをつくることが可能となります。

○本市の定住サポートセンターへの問い合わせについても、住まいに関するものが４１．９％と非常に高く、そのニーズに応える施策が必要です。

○そのためには、若い世代がゆとりをもって暮らす夢をかなえるための手ごろな住宅の確保や通勤・通学しやすい地域への住宅整備促進を行なうことが必要となります。

○本市では、若者や子育て世代の定住促進のため、平成２８年３月から市有地を住宅用地として分譲しました。転入、新婚、若者、子育て世帯への特典による影響もあり、平成２８年８月までに４区画のうち３区画を売却しました。今後も遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していく必要があります。

○また、転出者に実施したアンケートによると、転出した理由の５８％が「通勤通学に不便だから」と回答しており、柳川市に住み続けるためには何が必要かとの問い（複数回答）に対しても「鉄道やバス路線などの公共交通機関」が４０．９％を占めています。不便と回答した理由として、通勤通学のラッシュ時に西鉄電車の便数が少なかったり、天神までの時間がかかったりすることが考えられます。そのため、福岡都市圏等への通勤アクセス改善のための施策を検討していく必要があります。

（注１）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成２６年９月１７日）

●通勤アクセス改善

朝の通勤通学時間帯における運行時間短縮や増便などの利便性向上の要望活動等により通勤アクセスの改善に努めます。

●市有地の住宅分譲地選定

遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していきます。

（８）就業や女性の再就職応援

○「晩婚化」「非婚化」が我が国の出生率の低下の大きな要因となっているだけに、若い世代における結婚の希望の実現を図ることは重要です。そのためには、安定的な「経済的基盤の確保」が必要となります。本市の女性アンケートにおいても、結婚のきっかけは「結婚相手が安定した仕事に就けている」「結婚資金が確保できる」等経済的理由が多く、結婚への指向は強いものの経済的問題をクリアすることが前提といえます。また、今後労働力人口が減少する中で、「相応の収入」や「安定的な雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「質」を重視した雇用の確保が大きな課題といえます。

○本市においては、優良企業でありながらも認知度が低いために、求人のタイミングが合わず、市外への就職が優先され、若者の転出が進んでいます。その結果、企業の後継者、人材不足が深刻化しています。また、市内の企業に就職しても、雇用者と企業 mismatches で離職してしまうケースもみられ、雇用者と市内企業とのマッチングが課題となっています。

○また、子育てと就労を両立させる「働き方」を実現していかなければなりません。結婚前・妊娠前に就業していた人が第１子出産後も仕事を継続した割合（注１）は、38%となっています。また、働き続ける上で必要なことは、正社員、非正社員共に「子育てしながら働き続けられる制度や職場環境」が必要と回答（複数回答）した人の割合が約９割という報告（注２）もあります。

○若者や育児中の女性など、働くことを希望する人のニーズに応じた就職セミナーや個別相談会、賃金未払いやセクハラなどで悩んでいる人のための施策が必要です。

（注１）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010年）

（注２）平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書（平成24年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

●仕事観の醸成とマッチング支援

インターンシップ事業等により学生の職業選択能力及び職業意識の向上、学生と企業のマッチング支援を図ります。

●多様な働き方の支援

子育てにやさしい活動を行っている企業の認定、表彰制度等の導入による子育てと仕事の両立支援や就職希望者への各種セミナー、個別相談会による就職支援を関係団体と連携し行います。

（１２）掘割を活かしたこだわりのライフイベントの実施による市民満足度の向上

○本市は、掘割が市街を巡る独特の水郷景観を有していて、川下りを目的に訪れる観光客も多く、掘割は本市のイメージを形作るものとなっています。そのため、市民の意識の中では柳川と言えば「掘割」、「川下り」というイメージを持つ人が多いと思われますが、市民で川下りをしたことがある人は２１．９％と少ないため、実感として自信を持って外部の人に誇れるものになっていないとも考えられます。まずは市民が川下りする機会を増やし、体験することで、「掘割」「川下り」という地域の資源の良さを理解してもらう必要があります。

○これまでも、結婚式など晴れの舞台としての掘割の利用がされていますが、市民の多くがライフイベントの折々で掘割や川下りを組み込むことで、柳川に住んでいてよかったという郷土愛を醸成することで、柳川に住みたいと考える柳川ファンを増やしていく必要があります。

○併せて、水辺の散歩道など掘割沿いの遊歩道を活用することで、市民が普段から水辺に親しむ生活習慣を持ち、掘割のある風景が市民にとって原風景となるような取り組みが必要です。

●掘割を活かしたライフイベントの実施

①市民による観月船や花見船の利用促進を図ります。

②掘割や川下り船を利用した結婚式や、節句（ひな祭り、端午）、成人式、七五三等、ライフイベントにおける掘割、川下りの利用を促進します。

③掘割沿いのウォーキングコースの開発を進めていきます。

（１３）魅力ある市街地の新たな形成

○人や物の活発な流れを促し、広域的な都市間交流や地域間交流をスムーズにするため、計画的で効率的な道路網の整備が必要です。

○有明海沿岸道路は、地域高規格道路として建設が進められており、平成２９年度には暫定２車線で福岡県内４市が直結します。また国道４４３号バイパスは九州縦貫自動車道みやま柳川ＩＣと有明海沿岸道路徳益ＩＣを結んでおり、南筑後における交通の要衝としての整備が進んでいます。

○一般県道、都市計画道路は地域高規格道路や広域幹線道路に有機的に接続し、市民の交流を促進する幹線道路ですが、未整備の区間が残っているため、早期の整備が求められています。

○市民の生活道路である市道も、計画的に改良が進められていますが、幅員が狭く、自動車が離合できない道路も多いため、安全面や防災面からも対策が求められています。

○今後は、安全、防災、快適性、景観への配慮など多様な面に配慮した道路整備が必要です。また、危険箇所の改良に努めるとともに、子どもや高齢者、障害者など、すべての人の通行に配慮したユニバーサルデザインによる道路空間の整備を進めていくことも重要な課題です。

○西鉄柳川駅周辺では、平成２９年度完了予定で柳川駅東部土地区画整理事業が進んでいます。商業ゾーンに大型商業施設がオープンし、ホテルの建設も進んでいます。一方で活用方法が決まらない土地も見られることから、今後新たな民間活力の導入による適正な土地利用の誘導と商工振興策をあわせ、地区計画というまちづくりのルールのもと、定住と賑わいの創出を図る必要があります。

○中島二重地区では平成２９年度完了予定で住宅市街地総合整備事業（密集型）を進めており、市民の安全を守り快適な生活を実現するため、矢部川・中島地区河川改修事業と事業間の調整と効率的な事業実施により早期完成を目指す必要があります。

●道路交通網の体系的な整備

①市町村を連携する地域高規格道路（有明海沿岸道路や広域幹線道路（国道や主要地方道など）の整備を促進します。

②市内で地域を結ぶ地域間幹線道路（一般県道、市街地外環状道路）や都市計画道路の整備を進めます。

③スムーズな交通や歩行者等の安全を図るため、生活道路となる市道（狭隘道路の解消）の整備を進めます

④道路環境（ユニバーサルデザイン、未改良区間の道路や交差点の整備、周辺の空間と調和した道路の景観づくり、来訪者にとって分かりやすい案内・誘導サインの整備）を向上させます。

●土地区画整理事業地の土地利用

地区計画に基づき、定住と賑わいのある土地利用となるよう誘導していきます。

●密集市街地の整備

中島二重地区の住宅市街地総合整備事業の早期完成を目指します。

○魅力ある定住環境づくりを進めて人口の定住化を図ることは本市の重要な課題です。このため、まちづくりに総合的に取り組むことで拠点性を高めていく必要があります。

○本市の住宅の状況は、持ち家率は高いものの、一部の地区では住宅が密集し、道路幅員も狭いなど、居住環境には改善すべき課題が少なくありません。今後、土地利用計画や都市計画などとの整合を図り、市民・民間事業者・行政が連携した計画的な居住環境づくりを検討していく必要があります。また、居住環境の整備を進めていくため、優良宅地及び優良住宅認定制度を活用することも今後の課題です。さらに、移住、定住化を進めることで、市街地の空洞化を防ぎ良好な居住環境につなげていくことも大切です。

○本市の市営住宅は、約半数が築30年を超えています。市民の生活スタイルが多様化している中で、これからのニーズに対応していくためには、公営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や若者のニーズに対応した建て替えを進めるとともに、予防保全的な維持管理及び改善等の計画的取組が必要です。

●住宅の整備と居住環境の整備

①住宅開発が予想される地区における用途区分の見直しを行います。

②中古住宅市場の活性化を図るため、民間活力の導入による住宅整備を促進します。

③本市への移住、定住を促すための情報発信やサポート体制の充実を図ります。

●市営住宅の整備

①公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持管理や改修を進めます。

②高齢者や若者のニーズに対応した市営住宅の建替えを検討します。

（１５）広域連携によるまちづくり

○本市のような地方都市では、定住人口と生産年齢人口の減少に伴い経済活力が低下していくことが予想されるため、交流人口を増やして地域経済への波及効果を高めていくことが大切です。これまで本市では、定住自立圏の構成市である県南と熊本県側との連携、筑後七国推進協議会によるホークスファームを活用した事業展開、九州のひなまつり等のテーマで連携を図ってきました。広域のエリアでの連携では、各自治体の温度差が出ることがありますが、回遊性、周遊性を高め、交流人口を増やしていくことが大切です。

●交流人口を増やすための効果的な誘致事業の展開

ターゲットとする層にきちんと情報を届け、交流人口、特に個人旅行客の増加を図ります。

○道路網や高速交通網の整備により市民の生活圏は行政区域を超えて大きく広がっています。また、各自治体共通の課題である少子高齢化や人口減少に関して、各自治体で様々な取組が行われています。

○現在、本市とその周辺自治体では、地域活性化や観光に関する課題解決のために「有明定住自立圏」の協定を締結したり、「筑後七国観光推進協議会」、「筑後田園推進評議会」等を設置したりして連携して地域の活性化を図っています。

○これから広域的な課題に対処していくため、また効率的な行政運営を行っていくためにも近隣自治体との連携は益々重要になっていきます。また、行政事務の効率化や職員交流、さらには行政経営の視点を持って広域行政を推進していく必要があります。

●広域的施策の連携強化

各自治体共通の課題に対し、周辺自治体等と連携し課題解決にあたります。

●広域的な市民サービスの充実

公共交通など、市域を超えて取り組みが必要な課題に対して、周辺自治体と協力し、課題解決にあたります。

●国・県・関係機関の連携強化

国が進めている地方創生事業など、広域的な取組が求められるものについて、国、県等の協力を求めながら関係機関を含めた広域連携を進めていきます。

●広域行政の推進

広域的な課題に対処するため、行政事務の広域化や職員交流、行政経営の視点を視野に入れた広域行政を推進していきます。

（２３）大学・地元高校等との連携

○市内には普通高等学校３校、専門学校が３校あり、中規模市町村としては、特異な状況にあります。また、福岡県内には大学が多く存在し、県全体の自県大学進学率は６４％（平成２２～２６年度平均）と他県と比較すれば高い状況にあります。

○本市の人口減少の要因は、進学就職を機とした若年層の流出が大きなものとなっていますが、大学や地元高校等との連携により郷土愛を醸成する学習の充実や地元企業への就職斡旋などを行うことにより、抑制を図る必要があります。

●大学・地元高校等との連携によるまちづくり

郷土愛を醸成する学習の充実や若者のアイデアを生かしたまちづくりなど大学・地元高校等と連携し、まちづくりを行っていきます。

○また、連携協定を締結している九州産業大学を始め、九州大学や佐賀大学、東京都の跡見学園女子大学等との連携で商業や観光、景観等の分野で産学官連携を行い、若者、外者の視点でまちづくりを行うことは、今後、交流人口や転入促進の面では大変重要な事業となります。

●産学官連携の強化

市が行うあらゆる分野で企業や研究機関との連携を強化し、新技術の研究開発や新事業の創出を図ります。

○さらに大学や専門学校を誘致することができれば、若年層人口の増加や経済波及効果が見込まれ、地域内で就業先を探すことになり、転出抑制にも効果が見込めます。

●学校（大学、専門学校）誘致

大学等の誘致を図ることで、新たな経済活動が促進され、地域貢献の場の提供や若者の定住化など地域活性化を図ります。

（２４）柳川の特長を活かした舞台の整備

○土地は大きく大別すると農地等の振興を図る「農業振興地域」と計画的な市街化を図る「都市計画区域」があります。

○本市は、古くから農漁業が盛んであり、土地利用は農地など自然的なものが大半を占めていましたが、社会・経済状況の変化によって次第に都市化し、徐々に宅地化が進んできています。

○本市の都市計画区域は市域全体（7,715ha）で、その内 759ha が用途地域に指定されています。用途地域の内 582.8ha（構成比 78.1%）が住居系用途で、166.2ha（構成比 21.9%）が商工業系用途です。

○本市の農業振興地域は用途地域外の 6,956ha で市域面積の約 90%以上を占めています。昭和 40 年代から進められてきた農業基盤整備により、平成 27 年度までに農地の 42.5%の 2943.8ha が整備され、機械化や省力化が可能な優良農地となっています。

○しかしながら、本市には総合的な土地利用の指針がないことから、自然的土地利用を図るべき区域で宅地化が行われるなど、生活環境や生産環境に悪影響を及ぼしかねない箇所も見られます。

○今後は、土地利用の基礎的な資料となる国土調査事業を推進するとともに、土地利用の指針を明確にし、計画的な土地利用を誘導していく必要があります。

●市国土利用計画の策定

本市の土地利用を適正かつ合理的に誘導するため、国土利用計画法に基づく国土利用計画（市町村計画）を策定します。

●都市計画マスタープランの策定

効率的で効果的な都市基盤を整備するため、県計画と整合性を図りながら都市計画マスタープランを策定します。

●農業振興地域整備計画の見直し

諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画を見直します。

●国土調査事業の推進

総合的、計画的な土地利用のための基礎的な資料とするため、国土調査事業を積極的に推進します。

○本市の人口集中地区※、いわゆる市街地は市域面積の 3.8%で、その範囲に総人口の 16.9%の市民が暮らしています。市街地人口は昭和 55 年以降減少し続けており、市街地の人口空洞化が進んでいると考えられます。また、計画的に市街地形成を進めるべき用途地域内の人口も減少していて、市中心部の人口減少は、公共投資の非効率による財政の圧迫等に

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

つながる恐れがあります。これからは、商業施設、医療・福祉施設を含む公共用施設などを市街地に集約する「コンパクトシティ」を目指していく必要があります。併せて市街地周辺での無秩序な開発などの規制誘導を行うことも必要となっています。

○このため、中心市街地などで拠点づくりを進めるとともに、地域交通の再編と連携により、公共交通によるネットワークの強化を図っていくことが大切です。

○さらに今後は人口が減少すること予測されており、高齢者や子育て世代が、安心・快適な生活を営むことができるよう人口密度を高くするような効率的な土地利用を進める必要があります。そこで、居住や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を集約させる立地適正化計画を策定する必要があります。

※人口集中地区とは、国勢調査において設定される統計上の地区。「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。

●立地適正化計画の策定

人口密度を高くするような土地利用を進めるための計画として、都市計画マスタープランを補完する立地適正化計画を策定します。

●都市機能の適正立地の誘導

立地適正化計画を策定し、都市機能を適正に誘導していきます。

●市街地整備の推進

①「コンパクトシティ」を目指した都市機能の適正立地を目指します。

②中心市街地における賑わいとコミュニティの復活を進めていきます。

○本市には、福岡市と大牟田市を結ぶ西鉄天神大牟田線が通っていて、市内には蒲池駅、矢加部駅、柳川駅、徳益駅、塩塚駅、中島駅の 6 つの駅があります。その内、特急停車駅である柳川駅は、乗降客数が最も多く平成 26 年度に約 411 万人が利用していますが、人口減少により利用者が減少しています。

○本市には、西鉄バス、西鉄バス久留米、堀川バスの 3 社が路線バスを運行していますが、利用者の減少とともに運行本数の削減が進み、利便性が損なわれており、これ以上利便性を低下させないためにも路線バスの本数を維持していく必要があります。路線バスは、他市をつなぐ幹線でもあるため、駅や大規模集客施設等の広域からの利用を考慮するなど、周辺自治体との広域連携による効果的、効率的な交通網の検討が必要です。

○本市では、路線バスが通っていない地域にコミュニティバスを運行しており、主に高齢者が買物や通院のために利用しています。運行時間が長く、便数が少ないことなど利用しづらい面もあるため、利便性の向上に向けた取り組みを検討する必要があります。

〔基本目標〕 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○このように、市内の公共交通は鉄道・路線バスを中心に形成されており、交通空白地をコミュニティバスが運行しています。ただ、それぞれ独自に運行しているため、今後連携がとれた運行を構築する必要があります。また、公共交通は高齢者や障害者等交通弱者だけでなく、通勤・通学者、観光客など利用者が様々であるため、利用目的にあった交通手段を検討し、市内全域の交通体系を総合的に見直していく必要があります。

●公共交通網形成計画の策定

市内の公共交通（電車、バス、タクシー等）の役割に応じた交通体系の再整備を行うため、公共交通網形成計画の策定を進めます。

●西鉄天神大牟田線の活性化

高速化や複線化、指定席の検討など利用者の利便性を向上させる取組みを促進し、利用者の増加につなげます。

●路線バスの維持・活性化

路線の変更や相互連携などによる利用者の利便性を向上させる取組みを促進し、利用者の増加につなげます。

計画を進めるにあたって

(25) 住民とともに進めるまちづくり

○本市はこれまで、市政への理解と信頼を深めるため、広報紙やホームページなどを活用した広報活動や、審議会等の会議内容などの情報公開を進めてきました。一方で、行政に対する意見や要望を把握するため、市長へのご意見箱や区長要望、ホームページでの質問受付けなどを進めています。

○しかし、これからの急激な社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来から行っている市内の団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性層など、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

○そのためには、市民への適切かつ積極的な情報提供と説明責任の徹底が不可欠となります。また、市政への市民参加の機会を創出し、市民の声を取り入れていくことで、市民と行政の相互理解と連携協力を深め、協働によるまちづくりを進めることができます。

○また、「まちづくりは人づくりから」と言われるように、パートナーシップによる自立した市政運営を現実のものにしていくためには、市民側にリーダーが育つことも必要です。

●市民との情報の共有

①広報や広聴手段を多様化や電子化を推進し、利用者の視点に立った情報公開の推進を進めます。

②計画の策定等に際し、市民から意見を求めるパブリックコメントやワークショップ、各種団体との懇談会など情報交換の場づくりを積極的に実施します。

③「広報やながわ」やホームページ等を通して市民への情報提供を充実させ、積極的に市民の声を把握するため、一方通行の情報提供だけでなく、市民と市が情報のやり取りが出来る仕組みを構築していきます。

○本市では、議会中継や学校現場における教育用ソフトの共有化、災害情報・各種行政情報の提供、あるいは観光情報の提供などを目的として平成 17 年度に地域イントラネット基盤整備を行い、庁舎間など公共施設の情報基盤の整備を進めました。また、平成 25 年度には市全域が光通信サービスを受けられるよう整備をしています。

○また、ツイッターやフェイスブックをはじめとする SNS の普及は目覚ましく、これまで行政からの一方通行であった情報発信は、双方向による情報共有の場となっており、今後の行政情報発信の新たな手段と位置づけ、利活用を進めていく必要があります。

○今後、さらに情報化社会が進展することが予想され、市民すべてが「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるネットワーク社会に対応できるよう学校や地域で情報活用能力を向

計画を進めるにあたって

上させる環境の整備をセキュリティ確保や個人情報保護等に十分留意しながら進める必要があります。

●市民に密着した情報化の推進

- ① ICT※やIoT※などを活用し、業務の効率化や情報化を進め、電子自治体を推進します。
- ②インターネットを活用し市民サービスの向上を図ります。
- ③情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたりしないように情報セキュリティの対策を推進します。

※「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」の意味。コンピューター技術の活用のこと。

※「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」の意味。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、すべての「モノ」がインターネットにつながることで、新たなサービスやビジネスが根底から変わるというもの。

（２６）持続可能な財政基盤の確立

○本市は、大規模な企業が無いこと等により市税収入が少ないなど自主財源が３割と乏しく（県下２６市中１９位）、地方交付税などの国・県から交付される依存財源に頼って財政運営を行っています。この地方交付税の中の普通交付税は、現在合併に伴う優遇措置を受けていますが、この優遇措置は段階的に削減されて平成３２年度までには無くなることとなっています。また、本市では、もう一つの合併優遇措置であります合併特例債を活用して事業を集中しているところであり、これに伴い市債残高が多額となっています（住民一人当たりの市債残高 県下２６市中２４位）。この合併特例債の活用期限である平成３１年度までには大型事業が実施される見込みとなっており、今後は大型事業の実施に伴い借入れます合併特例債の償還金が財政負担になることが見込まれています。このように歳入が減少していく中で、合併特例債の償還金の増額に対応するため、本市では計画的に財政調整基金や減債基金への積み立てを行ってきましたが、それだけで対応できないことが想定されます。

○財政状況を見ると、歳入歳出ともにここ数年は３００億円を超える額で推移しています。この要因として、合併特例債を活用して事業を集中しているところであり、この活用期限である平成３１年度までには大型事業が実施される見込みとなっております。

○歳入のうち、地方交付税は約９６億円（約３０％）となっており、貴重な財源となっておりますが、合併に伴う優遇措置は段階的に削減されて平成３２年度には無くなることとなっています。また、歳出では、義務的経費が約５割を占めており、財政が硬直化している状況にあり、今後は、大型事業の実施に伴い借入れた合併特例債の償還金が財政負担となることが見込まれます。

○そのため今後、行財政改革を今まで以上に積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立に向けて効率的、効果的、計画的に財政運営を進めることが重要となります。

○まず、歳入では、自主財源の確保に向けて受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直し、未利用市有財産の積極的な売却、産業振興などによる税収増加施策、ふるさと納税制度の活用なども必要です。

○公金の管理運用についても、国債等を活用した資金運用の範囲を拡大することにより預金利子の確保に努めるとともに、常に金融機関の経営状況等を把握しながら、确实かつ有利な運用により、公金預金の保全に努める必要があります。

○一方、歳出では、予算編成を今までの歳出対応型から歳入対応型への切り替えを本格化するとともに、経営会議による重点施策の決定と重点施策への優先的予算措置を行うことにより対処することとします。

○また、経常経費の削減を進める方策として、平成２８年度に作成された公共施設等総合管理計画で示された施設全体の削減目標を基に、個別施設の再配置計画を作成し削減目標の具現化に努めることや管理方法や今後の運用についても PPP の導入など総合的な方針を策定し、有効活用を図っていく必要があります。

計画を進めるにあたって

○さらに、国民健康保険や上水道、下水道などの特別会計や企業会計は、原則として独立採算制となっており、一般会計からの繰り出しを抑制していく必要があります。

○その他、市民に財政状況を十分に理解してもらうため、中長期的な財政見通しを示した中期財政計画やバランスシートなどの方法によって財政状況を公表し、市民と情報を共有化することが求められています。

●持続可能な財政基盤の確立

- ①事業実施による後年度負担や財政硬直化を防ぐため、計画的に基金の積み立てを行います。
- ②市有財産の利活用として未利用の公有財産の貸付、売却等により、資産運用を検討し、歳入不足を補っていきます。
- ③普通交付税の段階的削減や税収の減少を見据えて、ふるさと納税などの自主財源づくりを行います。
- ④受益者負担の原則に基づき、適正な公共施設等の料金（使用料、減免）の再設定を行います。

●メリハリのある財政運営

- ①事業の効率化を図った上で、経営会議で重点施策を決定し、業務の優先順位付けによる予算配分を行う制度の構築を行います。
- ②今後の収入の縮小傾向を見据え、歳入対応型の枠配分方式による予算編成を推進します。
- ③財政計画や総合計画など中長期的な方針に従って、戦略的予算編成方針の作成を行います。

●公共施設の有効活用

公共施設の管理や運用について、公共施設等総合管理計画を策定し、ランニングコストを長期的視点で検討し、統合や民間活用など再配置と有効活用を推進します。

●市民との財政状況の共有

厳しい財政状況であるということを今まで以上に市民に分かりやすく、理解してもらうよう情報の共有化を図ります。

●補助金改革の実施

補助金の交付や審査基準の適正化を図り、見直しを行っていきます。

（２７）組織機構改革

○本市ではこれまで、最小の経費で最大の効果を上げるため、様々な行財政改革を実施してきました。少子高齢社会の到来や加速化する人口減少など、社会構造は大きく変化する中で、多様化する課題全てに行政だけで応えることには限界があり、これからは、市民との協働を推進するなど市民に理解を求めながら事業の取捨選択をしていかなければなりません。

○こういった課題に立ち向かっていくために、これまでの手法や考え方から脱却し、新たな行政運営のあり方を確立していく必要があります、考える職員集団となるような人材の育成と組織体制の整備も行い、あわせて、市民や企業、市民団体などの様々な活動団体と積極的に意見や知恵を出しあい、まちの総合力を高めて取り組んでいく必要があります。

○今後は、「第３次柳川市行財政改革大綱（計画期間 平成 28 年度～平成 31 年度）」に基づく具体的な取り組みを実施しながら、効率的、効果的な組織体制の強化を図るとともに、事務事業の改善を推進していく必要があります。

○また、サービス水準をできるだけ落とさない市民生活を維持していくためには、PPPの導入検討は有効な手法の一つです。これまでも養護老人ホーム柳光園の民営化や大和学校給食センター調理業務の民間委託などを進めてきましたが、今後もPFIや業務の外部委託等を推進する必要があります。

○また、地方分権の推進により、これまで県から各自治体に一律に権限を移譲していた事務が、自治体に移譲を希望する事務から優先的に移譲されるようになるなど、各自治体の主体性、自立性がより強く求められています。

●行財政改革の推進

住民福祉の向上を実現するため、継続的に実効性のある行財政改革の推進を行います。

●効率的・効果的な行政評価の運用

事業の費用対効果や有用性、効率性を図るため、行政が行う事業の評価を行います。

●PPP（公民連携）手法の活用推進

PFIや指定管理者制度、民間委託など行政コストの削減のため、あらゆる職場・業務について、PPPなどの手法を推進します。

●権限移譲等による地方分権の推進

地域の権限強化や市民の利便性向上、地域再生など地域の活性化のため、権限移譲や特区、地域再生計画などを推進します。

○合併時に面積的な問題から 3 庁舎を活用した一部分庁方式を採用し、本庁の機能を分散せざるを得ない中で、各庁舎に分けて行政組織が配置されました。このような中で、新たな行政課題や拡充強化すべき業務に対応しやすいよう、部の所管を見直したり、課や係を新設、

計画を進めるにあたって

統合したりするなど、その時々課題に応じて機構改革を行ってきました。今後は、平成 31 年度までに庁舎統合を進めていくことになりますが、統合後の組織機構や窓口のあり方については、総合窓口方式を導入するなど市民にとって、より分かりやすく効率的な組織体制になるようにしていかなければなりません。

○また、これまでは必要に応じてプロジェクトチームを設置していましたが、新たに提案方式によるチーム設置も可能とするなど、よりスピーディで柔軟に対応できる仕組みをつくり職員に浸透させることによって、職員間の縦割り意識や職場風土を改革し、より効率的に事務事業が実施できるようにしていく必要があります。

○本市の職員数は、平成 17 年 4 月 1 日の 602 人から平成 28 年 4 月 1 日の 488 人へと合併後の 11 年間で 114 人を削減しています。これらの職員数については、中期財政計画に掲げる目標数となるよう計画的な削減・任用に努めていかなければなりません。そのような職員減の中においても専門知識や資格を要する専門職員については、計画的に確保・育成に努めるとともに、嘱託職員で担える分野については財政負担を考慮し、嘱託職員を確保しサービスを提供していきます。

○また、職員数の削減を進めていく一方で、新たな行政課題や制度改正などに対応していくためには、電算システムの活用や事務の外部化などの検討も必要ですが、もっとも重要なのは、職員一人一人の力量を高めて、最小の資源で最大の効果を生み出せるようにすることです。

○これまで職員の資質や能力を高めるため、人材育成基本方針をもとに計画的に職員研修を実施してきましたが、計画の見直しも行いながら、やる気を引き出す人材育成のための人事評価制度を確立し、職場が職員を育てる環境や仕組みを整えていく必要があります。

○平成 28 年 4 月に女性活躍推進法が施行され、本市でも法に基づき特定事業主行動計画を定めました。本市の女性管理職は 52 人中 4 人、7.7%、女性の管理職候補（課長補佐、係長）は 115 人中 16 人、13.9%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっていますが、平成 32 年度までに達成すべき女性職員の登用目標率を定めていますので、目標達成のために毎年度、着実に女性登用を進めていく必要があります。

●庁舎統合による簡素で効率的な組織機構への見直し

総合計画の進捗を効果的、効率的に実施し、市民ニーズや利用者の視点で簡素合理化を進めます。また、複数の分野にまたがる行政課題に対しては、迅速に対応できるプロジェクトチームを編成し対応します。

●組織改革

職員として必要な意識や能力を明確化し、経営感覚やコスト意識、専門性、地域愛着などをもった職員の人材育成を図ります。

●窓口サービスの向上

利用者の立場に立った視点で、窓口環境の改善を行い、正確かつ迅速でおもてなしの接遇

計画を進めるにあたって

に努めます。
